○宇陀市学校規模適正化検討委員会条例

平成31年3月25日 条例第14号

(設置)

第1条 宇陀市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置について検討し、 望ましい教育環境の整備に取り組むため、宇陀市学校規模適正化検討委員会 (以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、宇陀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の 諮問に応じ、宇陀市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関するこ とその他教育委員会が必要と認める事項について審議し、教育委員会に答申 する。
- 2 検討委員会は、必要に応じ、前項に規定する事項について、教育委員会に 建議することができる。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市立学校長及び市立幼稚園長
 - (3) PTAの代表者
 - (4) 自治会の代表者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要に応じ検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見 若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。 (委任)
- 第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。